

**2023年1月14日ライフメイツ社会保険労務士事務所**  
**「日本の年金手続き・遺族年金編」Online Zoomセミナー Q&A**

1) 海外在住の日本人ですが、日本の年金保険に加入して保険料を支払う事は可能ですか。

(回答：はい、日本在住者は満20歳から満60歳までは日本の年金制度に加入する義務があります。一方、海外在住の日本人は日本の年金制度への加入は義務ではなく、満20歳から満65歳まで任意で加入出来ます。支払い方法は、本人のクレジットカード、日本・海外の銀行口座から自動引き落とし、日本在住の親族等の何方かに立て替えてもらう等の方法があります。保険料の支払いは、毎月・6カ月・1年毎の支払い方法から選択出来ます。)

2) 海外在住の59歳の日本人です。日本の年金受給資格の最低加入期間25年に2年足りないのですが、どうしたら良いですか。

(回答：日本の年金受給資格は、年金保険加入期間が以前は25年でしたが、2017年から10年に短縮されました。海外在住の日本人は、日本の年金制度には20歳から65歳まで、年金受給の最低資格期間に満たない方は70歳まで任意で加入可能です。更に海外在住期間は合算対象期間(カラ期間)として、年金加入期間に含められます。日本の年金保険料の未納分を過去に遡って支払う事は出来ませんが、今からでも日本の国民年金に任意加入して、年金受給資格の最低期間を満足させたり、年金受給額を増額させる事は可能です。)

3) 私は満62歳ですが、65歳から年金受給開始出来ますか。

(回答：年金受給は70歳まで遅らす事が可能で、その場合は何の手続きも必要ありません。受給を遅らした過去の分の年金は過去5年分まで一括で受給する事も、又は過去の分を一括で受け取らずに繰下げ受給としてその後の年金受給額を0.7%/月増額させる事も出来ます。)

4) 私は戸籍は東京に有るのですが、日本の年金についての問い合わせはどこでのでしょうか。

(回答：日本の年金に関する問い合わせは日本全国の何処の年金事務所でも可能です。年金ダイヤルに電話で問い合わせする事も可能です。)

5) 私は今年3月から日本の年金を受給可能で、その申請書類が送られて来ました。しかし戸籍謄本等が必要な為、今年10月の日本一時帰国時まで手続きを遅らせようと思っておりますが大丈夫でしょうか。

(回答：全く問題ありません。参考までに、日本の戸籍謄本は郵送してもらう様にその戸籍の有る役所に依頼する事も出来ます。)

6) 日本の年金は海外に住んでいても受給出来ますか。

(回答：日本の年金は世界中どこに住んでいても受給可能です。)

7) 日本の年金には色々な種類が有るのでしょうか。

(回答：日本の年金には、公的年金としての老齢年金・障害年金・遺族年金・国民年金・厚生年金・共済年金、その他企業年金・iDeCo等の個人年金等色々あります。)

8) 日本の年金は被保険者・受給者が死亡したら誰がその遺族年金をもらえるのですか。

(回答：日本の年金に25年以上加入している場合、その年金保険加入者・受給者が死亡すると850万円以下の所得の配偶者や未成年の子供は遺族年金の受給を申請出来ます。年金受給資格期間は25年から10年に短縮になりましたが、遺族年金は本人が25年以上年金保険に加入している事が条件です。)

9) 日本のiDeCoは海外在住者も加入出来ますか。

(回答：海外在住者の日本人は満65歳まで日本のiDeCoに加入出来ます。)

10) ライフメイツ事務所の日本の年金手続き等の代行手数料はいくらですか。

(回答：日本の年金手続き代行手数料は、年金の年額の7%か、年金の1.5か月分か、又は5万円です。詳しくはホームページをご覧ください。)

11) 日本の年金を受給する資格が有るのですが、その前に日本国籍を外国籍に変更しても問題有りませんか。

(回答：日本の年金を受給する事と本人の国籍は全く関係ありません。)

12) 私は65歳ですが、8年後の73歳から年金受給したいと考えていますが、何か問題有りますか。

(回答：年金には5年の時効が有ります。従いまして、65歳から受給可能な年金を70歳まで繰下げ手続きをして、70歳からの年金を73歳に一括受給するのをお勧めします。)

13) 海外在住者が日本の年金を日本の銀行口座に振り込んでもらう事は出来ますか。その際、日本の税金は源泉徴収されるのでしょうか。

(回答：一般的に海外在住者は、日本の年金を日本の銀行口座に振り込んでもらう事や、又は居住国の銀行口座に振り込んでもらう事も可能です。しかし、日本の銀行に振り込んでもらう場合、ゆうちょ銀行や、他の一部の日本の銀行には、海外在住者は口座を持ってない銀行が有りますので事前にご確認下さい。日本の年金に対する所得税の源泉徴収は、日本が租税条約を結んでいる外国の在住者は必要な申請をしますと、日本の年金に対する所得税は源泉徴収されず満額振り込まれ、居住国で日本の年金を所得申告して納税する様にすることも可能です。)

14) 外国人と日本人のカップルで、外国籍の配偶者が死亡した時、その人の年金が相続資産と見做され、日本人の生存配偶者に多額の相続税が課せられたとテレビで放映されたのを見ました。その様なケースが有るのでしょうか。

(回答：被相続人、即ち死亡した外国籍の配偶者の残余年金資産を一時金として相続しますと相続税が掛かる場合が有るかも知れませんが、遺族年金として年金受給資格を引き継ぎますと、相続税では無く毎年の年金受給額に対して所得税の対象になると思われます。一般的に、公的年金を一時金として受け取る事は出来ないと思われます。しかし、企業年金や私的年金にはその様に年金資産を一時金として受け取ったり、被保険者が死亡した場合は相続人がその年金資産を相続したり、又は遺族年金として受給する事は有ると思われます。)